



# 鳥取県公報

平成17年4月22日(金)  
第7680号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (351) (西部総合事務所福祉保健局) ..... 1 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (352) ( " ) ..... 1 指定居宅サービス事業者の指定 (353) ( " ) ..... 2 指定居宅介護支援事業者の指定 (354) ( " ) ..... 3 指定介護老人福祉施設の指定 (355) ( " ) ..... 3 森林病虫害の駆除命令 (356) (西部総合事務所農林局) ..... 3 指定居宅介護支援事業者の廃止 (357) (日野総合事務所福祉保健局) ..... 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (358・359) (森林保全課) ..... 4 土地改良区の役員の就退任 (2件) (360・361) (鳥取地方農林振興局) ..... 6
<b>選管告示</b>	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (23) ..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第351号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センター のぞみ	米子市夜見町3001 - 1	居宅介護	平成17年4月1日

### 鳥取県告示第352号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知

的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850 - 1	ホームヘルプわれもこ	米子市彦名町2850 - 1	居宅介護	平成17年4月1日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センター のぞみ	米子市夜見町3001 - 1	〃	〃

#### 鳥取県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市立川町六丁目176	皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3 - 1	短期入所生活介護	平成17年4月1日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会 会長 宮長秀行	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会指定訪問介護事業所大山支所	西伯郡大山町末長503	訪問介護	〃
〃	〃	大山町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所大山支所	〃	訪問入浴介護	〃
〃	〃	大山町社会福祉協議会指定通所介護事業所大山支所	〃	通所介護	〃
〃	〃	大山町社会福祉協議会指定訪問介護事業所名和支所	西伯郡大山町御来屋467	訪問介護	〃
〃	〃	大山町社会福祉協	西伯郡中山町赤	〃	〃

		議会指定訪問介護 事業所中山支所	坂764		
"	"	大山町社会福祉協 議会指定通所介護 事業所中山支所	"	通所介護	"

**鳥取県告示第354号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会 会長 宮長秀行	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所大山支所	西伯郡大山町末長503	平成17年 4月 1日
"	"	大山町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所名和支所	西伯郡大山町御来屋467	"
"	"	大山町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所中山支所	西伯郡中山町赤坂764	"

**鳥取県告示第355号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市立川町六丁目176	皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	平成17年 4月 1日

**鳥取県告示第356号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる

命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市並びに西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成17年5月30日から同年7月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する総合事務所の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**鳥取県告示第357号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
日南町 町長 矢田治美	日野郡日南町霞 800	日南町健康福祉センター ほほえみの里	日野郡日南町生山 511 - 5	平成17年3月31日

**鳥取県告示第358号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山782の1（次の図に示す部分に限る。）、782の2から782の4まで、字カツラガ谷ヨリ大東仙783の1から783の14まで、783の16、783の17、字ワサビ谷784

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字カツラガ谷ヨリ大東仙783の1（次の図に示す部分に限る。）、783の2から783の7まで、783の10から783の12まで

イ 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

字カツラガ谷ヨリ大東仙783の8、783の9

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐採樹齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第359号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町福岡字郷原山249の1、249の4、字奥林1665、1666、字上谷奥1668の1から1668の3まで、1668の7、字桂ヶ谷奥1829の1から1829の4まで、字間賀奥2494、2496の1、2496の2、2498、字芦谷2684、2685の1から2685の3まで、2686、2687、2688の1、2688の2、2689から2694まで、2695の1から2695の4まで、字小皿谷尻3096の1、字小皿谷上平ノー3099の1、3099の2、3100、字日南山3101、字小皿谷上平3103の1、3106の1、字山ノ内空3201、3202、字今山塔3209の1、3209の2、字金町ノ三3602の1、3602の2、字大皿谷3863の1、3863の2、字飛子原3907の1、3908の1、字一ノ貝山3996の1（次の図に示す部分に限る。）、3997の1、3997の2、3998の1から3998の20まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐採樹齢以上のものとする。

る。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第360号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月22日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	河 西 正 治	鳥取市南隈32
"	玉 田 定 寿	鳥取市上味野252 - 1
"	川 戸 稔	鳥取市河原町袋河原271
"	坂 本 勲	鳥取市円通寺900
"	西 村 昇	鳥取市倭文241 - 5
"	坂 本 稔	鳥取市下味野338
"	上 田 肇	鳥取市下味野21 - 1
"	中 山 茂	鳥取市服部287
"	小 林 俊 美	鳥取市古海100
"	山 本 進	鳥取市田島555
"	中 瀬 正 道	鳥取市湖山町南一丁目169
"	森 進	鳥取市足山198
"	小 玉 正 猛	鳥取市賀露町南六丁目 1 - 12
監 事	田 中 義 一	鳥取市下味野191-17
"	前 嶋 智 規	鳥取市菖蒲289
"	山 根 美 佐 雄	鳥取市湖山町北一丁目362
"	今 崎 彦 道	鳥取市布勢463

平成17年3月31日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 昇	鳥取市倭文241 - 5
"	中 瀬 正 道	鳥取市湖山町南一丁目169
"	小 玉 正 猛	鳥取市賀露町南六丁目 1 - 12
"	森 進	鳥取市足山198
"	山 本 進	鳥取市田島555
"	中 島 建	鳥取市南隈65
"	小 林 俊 美	鳥取市古海100
"	中 山 茂	鳥取市服部287
"	上 田 寿 一	鳥取市下味野155 - 4

岸 本 義 登 鳥取市朝月54  
玉 田 定 寿 鳥取市上味野252 - 1  
坂 本 勲 鳥取市円通寺900  
川 戸 稔 鳥取市河原町袋河原271  
監 事 西 尾 哲 知 鳥取市赤子田113 - 2  
中 河 強 鳥取市徳吉245 - 1  
萩 原 初 雄 鳥取市河原町袋河原58  
山 田 義 光 鳥取市田島557

平成17年4月1日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月22日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654  
" 松 下 清 寿 鳥取市江津628  
" 岡 本 幸 男 鳥取市江津681  
" 青 木 充 宏 鳥取市江津668  
" 吉 田 和 夫 鳥取市江津400  
監 事 高 田 忠 治 鳥取市江津635  
" 高 田 寿 秋 鳥取市江津277 - 1

平成17年4月12日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654  
" 松 下 清 寿 鳥取市江津628  
" 岡 本 幸 男 鳥取市江津681  
" 青 木 充 宏 鳥取市江津668  
" 村 上 力 鳥取市江津601  
監 事 高 田 忠 治 鳥取市江津635  
" 魚 崎 勇 鳥取市江津610

平成17年4月13日就任 任期4年

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第23号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、

同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
近藤光後援会	近藤光	出石勉	米子市夜見町2140
松永忠君後援会	中林忠美	松永枝里子	米子市淀江町佐陀120
高見則夫後援会	田中義弘	高見聡	鳥取市蔵田245
塚田よしみ後援会	深田幾三郎	小森茂春	米子市一部384
山根健資後援会	山根健資	牧田亨	倉吉市湊町569 - 5
安達としひろ後援会	安達俊博	安達文子	西伯郡南部町境721 - 3
池田成弘後援会	岡田京三	岡田俊也	日野郡江府町大字貝田231
久代安敏後援会	久代安敏	福岡正純	日野郡日南町神戸上2558
田中昭男後援会	田中朝彦	田中光男	鳥取市河原町中井26
町民ひとりひとりが合併問題を考える会	高島均	吹野理恵子	米子市淀江町淀江790 - 3
平田秀一後援会	福光克己	平田龍一	東伯郡大栄町大字島756